

居宅支援に係る障害の程度による単価の区分の判断基準

1. 身体障害者デイサービス及び身体障害者短期入所

(1) 障害の程度による単価の区分の内容

区 分	障 害 の 程 度
区分1	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度
区分2	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度
区分3	区分1及び区分2に該当しない程度

(2) 日常生活動作についての支援度合の判断基準

項 目	支援度合	判 断 基 準
食 事	全 介 助 一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
排せつ	全 介 助 一部介助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
入 浴	全 介 助 一部介助	全面的に介助を要する。 体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
移 動	全 介 助 一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。

(3) 留意事項

- 視覚障害1級、聴覚障害2級、音声機能・言語機能障害3級の者は、現行制度と同様、原則として、区分2における「これに準ずる程度」に該当するものとして取り扱うとともに、これらの者であって、他の身体機能の障害を併せもつことにより、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とするものは、区分1における「これに準ずる程度」に該当するものとして取扱うこと。
- 食事、排せつ、入浴及び移動の各日常生活動作のそれぞれについて、やや時間がかかっても介助なしに一人で行える場合は、一部介助に該当しないものとして取扱うこと。

2. 知的障害者デイサービス及び知的障害者短期入所

(1) 障害の程度による単価の区分の内容

区 分	障 害 の 程 度
区分1	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度、著しい行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
区分2	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度、行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
区分3	区分1及び区分2に該当しない程度

(2) 日常生活動作等についての支援度合の判断基準

項 目	支援度合	判 断 基 準
食 事	全 介 助 一部介助	食事の準備、摂食行為、後片付けについて、つききりで介助等の支援を必要とする。 食事の準備、摂食行為、後片付けについて、常に見守り等の支援を必要とする。
排せつ	全 介 助 一部介助	排せつや失禁の後始末について、つききりで介助等の支援を必要とする。 排せつや失禁の後始末について、常に見守り等の支援を必要とする。
入 浴	全 介 助 一部介助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、つききりで介助等の支援を必要とする。 洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、常に見守り等の支援を必要とする。
移 動	全 介 助 一部介助	目的地に着くまでつききりで手を引くなどほぼ全面的な支援を必要とする。 目的地に着くまで見守りやときどき声をかけるなど部分的な支援を必要とする。
行 動 障 害	著 しい あ り	下記のうちいずれかの行動への対応をほぼ毎日必要とする。 下記のうちいずれかの行動への対応を週1・2回程度以上必要とする。 ① 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動 ② 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動 ③ 自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為

3. 知的障害者地域生活援助

(見直し部分は下線及び太枠)

(1) 障害の程度による単価の区分の内容

区 分	障 害 の 程 度
区分1	下記の7つの項目のうち下記の支援を必要とするものが3つ以上当てはまる程度、行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度 ① 食事、排せつ、入浴及び移動について、全介助又は一部介助を必要とする ② 健康管理、金銭管理及び人間関係の調整について、全面的な支援を必要とする
区分2	区分1に該当しない程度

(2) 日常生活動作等についての支援度合の判断基準

項 目	支援度合	判 断 基 準
食 事	全介助 又は 一部介助	食事の準備、摂食行為、後片付けについて、つききりで介助等の支援を必要とする。 食事の準備、摂食行為、後片付けについて、常に見守り等の支援を必要とする。
排 せ つ	全介助 又は 一部介助	排せつや失禁の後始末について、つききりで介助等の支援を必要とする。 排せつや失禁の後始末について、常に見守り等の支援を必要とする。
入 浴	全介助 又は 一部介助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、つききりで介助等の支援を必要とする。 洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、常に見守り等の支援を必要とする。
移 動	全介助 又は 一部介助	目的地に着くまでつききりで手を引くなどほぼ全面的な支援を必要とする。 目的地に着くまで見守りやときどき声をかけるなど部分的な支援を必要とする。
健康管理	全 面 的 な 支 援	薬の飲み忘れや飲み過ぎ・飲み残しが無いよう常に服薬管理を必要とする。 または、てんかんや糖尿病、腎不全等の慢性疾患を併せ持つことにより、通院や健康状態の把握に常に支援を必要とする。
金銭管理	全 面 的 な 支 援	金銭を財布等にしまっておくことや数百円程度のお金の出し入れにも制限がある等、金銭の管理に関わる行為の全てにおいて支援を必要とする。
人間関係の調整	全 面 的 な 支 援	他の入居者との人間関係を築く等の調整や、トラブルの仲裁等にほぼ毎日支援を必要とする。
行動障害	著 しい あ り	下記のうちいずれかの行動への対応をほぼ毎日必要とする。 下記のうちいずれかの行動への対応を週1・2回程度以上必要とする。 ① 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動 ② 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動 ③ 自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為

4. 児童短期入所（身体障害児）

（1）障害の程度による単価の区分

区 分	障 害 の 程 度
区分 1	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度
区分 2	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度
区分 3	区分 1 及び区分 2 に該当しない程度

（2）日常生活動作についての支援度合の判断基準

項 目	支援度合	判 断 基 準
食 事	全 介 助	全面的に介助を要する。
	一部介助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
排せつ	全 介 助	全面的に介助を要する。
	一部介助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
入 浴	全 介 助	全面的に介助を要する。
	一部介助	体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
移 動	全 介 助	全面的に介助を要する。
	一部介助	手を貸してもらうなど一部介助を要する。

（3）留意事項

- ・ 視覚障害1級、聴覚障害2級、音声機能・言語機能障害3級の児童は、原則として、区分2における「これに準ずる程度」に該当するものとして取り扱うとともに、これらの者であって、他の身体機能の障害を併せもつことにより、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とするものは、区分1における「これに準ずる程度」に該当するものとして取扱うこと。
- ・ 食事、排せつ、入浴及び移動の各日常生活動作のそれぞれについて、やや時間がかかっても介助なしに一人で行える場合は、一部介助に該当しないものとして取扱うこと。

5. 児童短期入所（知的障害児）

（1）障害の程度による単価の区分

区 分	障 害 の 程 度
区分1	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度、著しい行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
区分2	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度、行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
区分3	区分1及び区分2に該当しない程度

（2）日常生活動作等についての支援度合の判断基準

項 目	支援度合	判 断 基 準
食 事	全 介 助 一部介助	食事の準備、摂食行為、後片付けについて、つききりで介助等の支援を必要とする。 食事の準備、摂食行為、後片付けについて、常に見守り等の支援を必要とする。
排せつ	全 介 助 一部介助	排せつや失禁の後始末について、つききりで介助等の支援を必要とする。 排せつや失禁の後始末について、常に見守り等の支援を必要とする。
入 浴	全 介 助 一部介助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、つききりで介助等の支援を必要とする。 洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、常に見守り等の支援を必要とする。
移 動	全 介 助 一部介助	目的地に着くまでつききりで手を引くなどほぼ全面的な支援を必要とする。 目的地に着くまで見守りやときどき声をかけるなど部分的な支援を必要とする。
行 動 障 害	著 しい あ り	下記のうちいずれかの行動への対応をほぼ毎日必要とする。 下記のうちいずれかの行動への対応を週1・2回程度以上必要とする。 ① 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動 ② 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動 ③ 自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為